

## 荏田コミュニティハウス 利用要綱 改正について

### 1 改正条項

荏田コミュニティハウス利用要綱 第6条(占用利用の申込み及び決定) 3項

### 2 改正理由

- ①利用者の部屋利用申込にあたっての利便性の向上を図るため
- ②感染症拡大によりニーズの高まっている『非接触サービス』向上のため

電話による予約を仮予約とし、1週間以内に来館、窓口での利用申請書提出を求めていましたが、利用申請書は利用日に提出することを可とします。  
手続きのためだけに来館する回数を減らし、利用者の利便性を向上するため、「電話による予約は仮予約…無効とする)」の部分削除するものです。

### 3 利用要綱新旧対照表

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| 電話による予約は仮予約とする。<br>(申込一週間以内に窓口で本予約しない場合は無効とする)<br>電話での受付は、受付日(応当日)の翌日からとする。 | 電話による予約は仮予約とする。<br>(申込一週間以内に窓口で本予約しない場合は無効とする)<br>電話での受付は、受付日(応当日)の翌日からとする。 |

改正利用要綱は、令和4年3月1日から運用する。

### 4 その他補足事項

令和3年10月の部屋利用申込再開時より試行  
電話による申込受付を間違いなく処理できており、利用者にもサービス向上として、喜ばれています。